

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/02/21 Vol. 24 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

特集 / 介護保険の現状と市の現況 (3)

いつもお世話になっております。今回は介護保険について紙面を使っていきたいと思っております。

(訂正とお詫び)

前号のみどりみらい VOL24 にて **介護保険/ワンポイント** として、
以下のような記載をいたしました。

- * この保険は **40 歳以上のかた**が加入する、「強制保険」です。
しかし、実際に介護給付をうけることができるのは、**65 歳以上の条件を満たす人**だけです

この点に関して多くの方からご指摘をうけました。

40 歳から 64 歳まででも「介護サービス」を受けることができるのではないか?
ご指摘の通りです。以下に訂正、加筆致します。

* 介護サービスを受けることができるかた

第 1 号被保険者 (65 歳以上)

要介護者...ねたきり、痴呆などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作において
常に介護が必要な方。

要支援者...要介護者となるおそれがあり、家事や身支度などの日常生活に支援が
必要な方。

第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳までの方)

初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(*)により、介護等が
必要になった方

(*) 老化が原因とされる病気〔特定疾患〕とは次の通りです。

1. 初老期の痴呆 (アルツハイマー、脳血管性痴呆等)
2. 脳血管疾患 (脳出血、脳梗塞等)
3. 慢性関節リウマチ
4. 筋萎縮性側索硬化症
5. パーキンソン病
6. 脊髄小脳変性症
7. 閉塞性動脈硬化症
8. シャイ・ドレーガー症候群
9. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
10. 慢性閉塞性肺疾患 (肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等)
11. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
12. 後縦靭帯骨化症
13. 脊柱管狭窄症
14. 骨折を伴う骨粗鬆症
15. 早老症 (ウエルナー症候群)

私が皆様にお伝えしたかったのは、**65 歳未満の人は、交通事故が原因で要介護状態になっても介護保険の給付は受けられないという点です。**上に記載させていただいた通り、65 歳未満の方が給付を受けられるのは、初老期の痴呆や脳血管疾患など歳をとったことによって起こる病気が原因で、日常生活をおくるために介護や支援が必要となった場合のみです。

記述が足りなかった点を深くお詫びし、修正いたします。

また、前回この紙面から、「印西市における認定審査より、認定そして結果通知よりサービス開始までの流れをまとめて欲しい」とのご意見もいただきましたので、ここに掲載させていただきます。

(認定申請から認定まで)

申請 (主治医意見書を併せて介護福祉課に持参 / 郵送可) 訪問調査 (市の職員による)
一次判定 (コンピュータ) 二次判定 (介護認定申請会) 認定

(認定結果通知よりサービス開始まで)

- 1) 印西市から認定結果を郵送で通知(2000年2月現在始まっています)
- 2) 介護サービス計画の作成
(居宅介護支援事業者に相談し、介護サービス計画作成の合意を得ます。
/自己作成も可能です。)
- 3) 介護サービス計画作成の依頼届出書の提出
(介護サービス計画作成の事業者が決まりましたら介護福祉課へ届け出ます。
/自己作成の方は除く)
- 4) 介護サービス計画の作成
(依頼された居宅介護支援事業者は、計画を作成し、「サービス利用票」と「サービス提供票」を作成します。/自己作成の方はサービス利用票を介護福祉課へ提出してください。)
- 5) サービス開始

(詳細問い合わせ先 / 市役所 介護福祉課資格管理係 42-5111(内線 314 / 315)
ご注意 / 1) 来年度以降は、内容(流れ)が異なります。2) 認定は6ヶ月(短縮 / 延長あり)ごとに見直されます。

[参考]

* 介護保険 / 指定居宅介護支援事業者

- * 事業者名(印西市)
- | | | |
|--------------------------|-----------|---------|
| ホワイトヴィラ印西指定居宅介護支援事業者 | 大森 2216-3 | |
| シルバーヴィラ大森指定居宅介護支援事業者 | 大森 2218-1 | |
| コアラ訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業者 | 大森 2218-1 | |
| 千葉ニュータウンクリニック指定居宅介護支援事業者 | 内野 1-5-1 | 46-4744 |

保険 / 福祉サービス 問い合わせ先

中央保健センター	大森 2356-3	42-5595
南部保健センター	高花 2356-3	47-2111
中央老人福祉センター	竹袋 614-9	42-0144
高花老人福祉センター	高花 2-1-5	47-2111
中央公民館	大森 3934	42-2911
中央駅前公民館	戸神 498	46-5111
老人憩いの家	戸神 498	46-5111
シルバー人材センター	竹袋 614-9	42-0468
社会福祉協議会	竹袋 614-9	42-0294
市役所 介護福祉課	大森 2364-2	42-5111

* いつもご声援ありがとうございます。(次回は2月下旬に紙面を発行する予定です。
今後ともご指導ください。宜しく願いいたします。) ぐんじとしのり

(介護保険 / ワンポイント)

* コラム「あぁ、勘違い ~ 介護保険の本質」

医療保険は必ず利用の機会があるものですが、介護保険は、使わない可能性(使えない可能性)の方が高いと思います。たしかに、サービスを必要とする方は増えています。しかし、いわゆる「介護」を必要としている方は、高齢者の中でも少数だということを知ることがあります。本格的な介護が必要なお年寄りは、65歳以上の一割強といったところで、多少の衰えはあっても、元気なお年寄りが圧倒的多数派だと思いませんか？大多数の高齢者は、若干の手助けがあれば、自立して生活することができるわけで、重い介護とは無縁のままお亡くなりになる方が多いのです。つまり、私たちは、介護保険料を払い続けたにもかかわらず、これを利用する必要がないまま(または利用したくとも認定されず利用できないまま)、あの世に逝ってしまう可能性が非常に高いわけです。地震保険が強制加入の社会保険として成立させるには無理があるように、このような十中八九、間違いなく払い損になる社会保険を導入することは、公正なやり方とはいえません。このような保険は民間に委ね、任意加入制度にするべきだと考えます。(勿論、国や地方自治体の予算の執行にも目を光らせる必要はあります。)皆様はどう思いますか? (この項「続く」)